

甲斐市議会 厚生環境常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和4年1月11日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

委員長	保坂芳子君	副委員長	伊藤毅君
	谷口和男君		滝川美幸君
	小澤重則君		清水正二君

欠席委員（なし）

傍聴議員（2名）

議長	山本英俊君		金丸幸司君
----	-------	--	-------

説明のため出席した者の職氏名

生活環境部長	長田裕二君	福祉部長	飯沼秀司君
子育て健康部長	長坂千恵子君	環境課長	酒井厚志君
福祉課長	箭本太君	長寿推進課長	小池清美君
健康増進課長	長田清美君	環境保全係長	天野真君
福祉総務係長	伊藤達郎君	介護予防推進係長	藤原布美君
健康企画係長	赤松圭君	保健指導係長	八巻千寿子君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	山田洋	書記	森田公
書記	長田大地		

内容

- 1 甲斐市第2次環境基本計画（素案）及びパブリックコメントの実施について
(環境課)
- 2 第3次甲斐市地域福祉計画（素案）及びパブリックコメントの実施について
(福祉課)
- 3 成年後見制度利用促進基本計画（素案）について（長寿推進課）
- 4 新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の前倒しについて（健康増進課）
- 5 その他

開会 午後 1時22分

○書記（長田大地君） ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、引き続き委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶、保坂委員長、よろしく申し上げます。

○委員長（保坂芳子君） 今年初めてですので、皆様、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

心配されました成人式での検査も1人も出ることなく、ほっと担当以下、市長も皆さん安心したと思いますが、大変すばらしい成人式だったようで、新しい人たちの生活をお祝いできたと思います。よかったです。

本日は、第2次環境基本計画、それから第3次の甲斐市地域福祉計画、そして成年後見制度、こうした非常に大事なところでございます。内容的にはしっかりと説明はいただけると思いますが、アンケートなんかも非常に分厚くいただいていますので、しっかりとまた勉強した上でいろいろ質問書いていただく、意見を書いていただく機会もありますので、よろしくお話ししたいと思っております。

では、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しました次第のとおり進めたいと思っております。

○委員長（保坂芳子君） それでは、これより次第の3、内容に入ります。

初めに、1、甲斐市第2次環境基本計画（素案）及びパブリックコメントの実施について、担当より説明を求めます。

酒井環境課長。

○環境課長（酒井厚志君） 改めましてこんにちは。大変お疲れさまでございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、環境課から第2次甲斐市環境基本計画（素案）についてご説明させていただきます。

説明の前に資料の確認をお願いいたします。

本日資料は3つになります。1つ目が、上段に本日の日付が入った第2次甲斐市環境基本計画（素案）についてとタイトルがあるA4の1枚資料、2つ目が、別冊資料の第2次甲斐市環境基本計画（素案）になります。3つ目が、計画（素案）についての意見・提案用紙とタイトルがあるものになります。よろしいでしょうか。

そのほかアンケート調査の報告書を配付させていただいております。

それでは、初めに、1つ目の日付が入った資料からご説明をさせていただきます。

まず、1の経緯であります。甲斐市環境基本計画は計画期間を10年とし、平成24年3月に策定されました。その後、平成27年度に第2次甲斐市総合計画が策定され、環境に関する新たな基本目標が掲げられたことや、環境基本計画策定から5年を経過したことから、見直しを図り平成29年3月に現計画であります改訂版を策定いたしました。

現計画については、今年度末で計画期間が終了することから、この現計画の検証、評価を踏まえ、上位計画に当たる第2次甲斐市総合計画後期基本計画との整合性を図る中で、第2次甲斐市環境基本計画を策定するものであります。

次に、2のアンケートの実施については、市民等の環境に対する意識や取組状況等を把握するとともに、計画内容への参考とすることを目的といたしまして、市民、事業者、小学生及び中学生を対象に昨年5月28日から6月16日までを調査期間とし、アンケートを実施したところであります。

市民アンケートにつきましては、対象者を市内在住者18歳以上の男女とする中で、男女各1,000人の計2,000人を住民基本台帳から無作為に抽出してご協力をお願いしたところ、789人の回答をいただき、回答率は39.5%であります。

次に、事業者アンケートにつきましては、市内事業者から200事業者を無作為に抽出し、ご協力をお願いしたところ、114の事業者から回答をいただき、回答率は57%でありました。

次に、小・中学生のアンケートにつきましては、市内公立の小学5年生と中学2年生全員にご協力をお願いし、小学5年生が654人から回答をいただき、回答率は97.2%、中学2年生は610人から回答をいただき、回答率は96.1%でありました。

なお、アンケート調査については、報告書を本日配付させていただきましたので、またご一読いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次に、別冊資料第2次甲斐市環境基本計画（素案）により計画内容等についてご説明をさせていただきます。

なお、時間の関係上、主な部分を抜粋してのご説明とさせていただきます。

それでは、別冊の資料をお手元のほうによろしくお願いいたします。

まず、計画書の2ページをお願いいたします。

計画の趣旨と背景であります。主に第1次計画策定事項における本市の動向や国内と世界における動向について取りまとめる中で、第2次環境基本計画の策定の必要性について記述をしたところであります。

3ページには、世界と国内、本市の環境に対する主な出来事を年表にして記載をしたところです。

4ページをお願いいたします。

4ページは、計画の位置づけとして、本市を中心として国・県の関連性を図で表しております。

5ページでは、計画期間及び対象として、計画期間につきましては、令和4年度から現計画と同じ10年間とすることが望ましいところではございますが、上位計画に当たる総合計画の最新の内容を反映できるようタイミングを勘案した上で、第2次環境基本計画は、前期を令和4年度から7年度の4年間、後期は、8年度から12年度までの5年間として、合計9年間の計画期間といたしました。

次に、計画の対象であります。区域は市内全域とし、対象とする環境の要素を自然環境及び生活環境、資源循環、今、すみません、5ページの資料、地球温暖化となっておりますが、正しくは地球環境でありますので、申し訳ございません、地球環境に訂正をお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

6ページには、望ましい環境像の実現と役割として、市、市民及び事業者が協働していくことを示しております。

7ページからは第2章、甲斐市の環境の現況として、甲斐市の概況と計画の対象とする3つの環境要素である自然環境・生活環境に係る状況、資源循環に係る状況、地球環境に係る状況の区分ごとにおけるこれまでの推移をグラフ等で30ページまで記載しております。

飛ばさせていただいて、31ページをお願いいたします。

次に、31ページからは、第3章、甲斐市の環境課題といたしまして、計画対象の3つの

区分ごとに市民、事業者等のアンケート結果等を踏まえ、求められる課題とアンケート結果の抜粋を掲載しております。

32ページの自然環境・生活環境に係る課題の（１）自然環境については、前回アンケートよりも自然豊かなまちに対する要望は減少しており、市民の自然環境に対する意識は、大きな不満はないものの、比較的生活の利便性の向上などへ視線が向いていることが伺えております。

しかしながら、持続可能な社会をつくっていくためには、健全な生物多様性を確保することが必要であると考えられるため、自然との共生の中で、次世代まで末永く快適な生活ができるような取組を行っていくことが課題としております。

33ページ、（２）生活環境については、いわゆる典型7公害について大きな課題はありませんが、河川の水質や野焼きの苦情などが多いなど、まだまだ課題は点在しております。

アンケートの満足度の高さから見えてきた本市の空気のきれいさをこの先も守っていくために、身近な環境への負荷を市民1人1人、各事業者が低減することが根づくまちづくりを進めることが課題となります。

36ページ、資源循環に係る課題については、アンケート結果からごみ出し・分別マナーやまちの清潔さ、きれいさに対する評価が高いことから伺え、本市は、比較的ごみ減量化、リサイクルの進んだ自治体であるといえます。今後もさらなる循環型社会の実現に向けて、4Rの推進やバイオマス関連事業の周知、推進が課題となります。また、世界的に問題となっている海洋プラスチックの問題について、本市においてもプラスチックごみが発生しないまちづくり、さらなるごみの分別等が課題となります。

37ページ、地球環境に係る課題は、地球温暖化対策のさらなる取組が必要となっていることから、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策を確実に進めるとともに、感染症対策や自然災害等への対策も含めた適応策の両輪で進めていくことが課題となります。

38ページをお願いします。

38ページのその他の課題については、アンケート結果から、環境に関する様々な情報の提供、小・中学校と地域が連携して行う環境活動の推進が求められていることが伺えますので、環境基本計画自体の認知度を含めて、広報紙やウェブサイト等による市民に対する環境情報の周知やあらゆる世代に向けた環境教育・学習の充実が課題であるとしております。

41ページをお願いいたします。

41ページから第4章、計画の目標を記載しております。

42ページをお願いいたします。

本市の望ましい環境像を自然と生活が調和した環境を築くまちと定め、44ページには、この環境像の実現に向けた取組の体系として、すみません、44ページをお願いいたします。環境像の実現に向けた取組の体系として、3つの基本目標とその目標を達成するための11の施策、それに関連するSDGsの目標と合わせて記載をしております。

45ページからは、第5章、基本目標を達成するための施策として、先ほど見ていただきました44ページの取組体系図に沿った基本目標に対する施策、施策に対する主な取組内容を記載しております。

ここで、すみません、訂正をお願いいたします。45ページの目次の1が、今自然保護となっておりますけれども、正しくは、44ページの1の自然環境と生活環境の保全になりますので、すみませんが、保護を環境に訂正のほうをお願いいたします。

それでは、すみません、46ページをお願いいたします。

まず、ページ上段に基本目標のタイトルを表記しています。ここでは、先ほどの44ページの3つの基本目標の1つ目になりますが、こちらも現在自然保護となっておりますので、すみません、こちらも保護を環境に訂正していただき、一番上の1のところ、自然保護の保護を環境に代えていただいて、1、自然環境と生活環境の保全としてください。

次に、基本目標に対する施策として、ここでは、5つの施策がございまして、その1つ目、1-1、自然保護・自然環境の保全となります。また、関連するSDGsの目標を示しております。

次に、(1)市の基本施策で、先ほどの上の施策に対する主な取組内容を記述しております。

すみません、少し飛んで50ページをお願いいたします。

50ページのところで、(2)各主体の主な取組として、市民、事業者、市の3者の取組内容を記載しております。

(3)環境指標では、この施策の取組の中で数値化できるものを指標として示しております。

それでは、(1)の市の基本施策について、現計画の取組内容を継承しつつ、本市を取り巻く環境状況の変化等を踏まえ、新たな取組について記載をしておりますので、時間の関係上、新たな取組内容だけ、追加したものだけ紹介をさせていただきます。

まず、47ページの⑥特定外来生物への対応、こちらのほうを追加しております。

次に、48ページ、こちらのほうですが、すみません、ここでまた訂正をお願いします。取組番号がちょっと間違っておりますので、取組番号の訂正をお願いするところです。まず、一番上が⑪番になっています。その後が、今、⑬、⑭となっているのを、すみませんが、⑪の後を⑫、⑬、⑭に訂正をお願いいたします。

次に、49ページ、⑮の後が⑰となっていますので、⑮の後が、正しくは⑯、⑰、⑱になりますので、訂正をお願いいたします。

度々の訂正で誠に申し訳ございません。よろしくをお願いいたします。

それでは、新規内容は、49ページ、⑱に訂正いただきました森林の整備・資源活用の推進が追加となっております。

次に、55ページ、⑨番、TNR活動への対応、こちらが追加です。

今度は63ページをお願いいたします。

63ページでは、⑦海洋プラスチックごみの削減。

次に、65ページ、①新ごみ処理施設整備の推進。

次が68ページをお願いいたします。

68ページの④脱炭素型都市づくり。

次が70ページをお願いいたします。

70ページが⑤、⑥、⑦が新規追加になります。

最後、78ページをお願いいたします。

78ページが⑤から⑩までが新規追加の取組内容となります。

それでは、81ページをお願いいたします。

81ページからは、第6章、計画の推進といたしまして、計画の推進方策の考え方やPDCAサイクルにより計画の進行管理を行うことなどが記載しております。計画を推進するための組織と役割、計画の進捗状況の公表についても記載しているところでございます。

以上、雑駁ではありますが、第2次甲斐市環境基本計画の素案の説明であります。

次に、本計画案に対しまして、議員の皆様にもご意見等をいただくこととし、お手元に配付しております意見・提案用紙、こちらのほうに何かございましたらご記入の上、1月25日までにお手数ですが環境課のほうに提出いただきますようお願いいたします。

最後に、最初の説明に用いた委員会の資料、日付の入った1枚ものの資料になりますけれども、その3番の今後のスケジュールについてご説明いたします。

まず、1月ですが、本常任委員会の説明が本日になります。環境審議会の説明は、先週1

月7日に諮問として行ったところでございます。次に、パブリックコメントにつきましては、明日1月12日から2月8日まで実施し、市民等からご意見等を募集いたします。

その後、パブリックコメント等を踏まえ、修正等を行い、2月に改めて本常任委員会及び環境審議会へ計画をお示しし、3月の部長会議を経て正式な計画策定を予定しているところでございます。

以上、第2次甲斐市環境基本計画（素案）についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

なお、本日は、委員外議員の傍聴を許可しますのでご承知おきください。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔、明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 今までの説明の中であればどこでもいいということですね。

○委員長（保坂芳子君） はい。

○委員（滝川美幸君） 第2次甲斐市環境基本計画の素案のところで、アンケートの実施のことですが、市内の事業者200事業者とありますけれども、これは、この事業者というのは何か職種とかそういうもので200にしたのか、職種というものは取り除いて、あらゆる部門の事業者200なのか、ちょっとその辺を教えてくださいたいです。

○委員長（保坂芳子君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） あらゆる事業者200を無作為に抽出させていただきました。

○委員長（保坂芳子君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） この事業者の環境に対する取組として、やはり57%、ちょっと残念だなと思うところがあって、市内のやはりいろんな事業者が先に立って環境問題を考えていただきたいなと思うので、ちょっとこの57%が残念だったなと思ひまして質問いたしました。

○委員長（保坂芳子君） 答弁はいいですか。よろしいですか。

ほかに。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） すみません。この前の厚生環境常任委員会で、ゼロカーボンシティということであって、あのときにも、環境を維持するのに森林開発、林地開発、こちらはどうしても商工観光課でしたか、そちらのほうとすり合わせていかなきゃいけないようなことでおっしゃっていたんですけれども、この計画策定の段階でも、そういう協力しながらやっているということなんでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 林地開発につきましては、農林振興課が担当になりますので、そこら辺は併せてやっているところです。

特にメガソーラーみたいな関係につきましては、県の条例が制定され、この1月1日から既存の施設のところも公共というか、いろんな届出が必要にはなっておりますので、そういう意味でいけば、環境課もそちらのほうと対応をしていきたいというようなことでございます。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかにありませんか、質疑。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

金丸議員。

○議員（金丸幸司君） すみません。

1点ちょっとお聞きしたいんですけれども、36ページにあった資源循環に係るリサイクル、ちょっと市民の方から相談を受けたんですけれども、今、地元でも自治会とか公民館に資源物の集中ステーションを設けているところがあるんですけれども、ここには、例えば、瓶とかペットボトルはあるけれども、プラごみとかはちょっと受け入れないとかと、自治会というか、公民館によってはばらばらなんですけれども、例えば、自治会が設置する場合は、何か届出とかやればあれですか。地元のところにそういった置いてくれるというか、何ですかね。ステーションみたいなことはできるんですか。

○委員長（保坂芳子君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 今言うように、多分竜王地区になろうかと思えますけれども、ペットボトルや缶とかというのは、こういうプラスチックのあれがあるかと思うんです。自治

会によって、今言うような紙類であったりとか、その他プラというのも回収しているところはございますので、そういうものを回収したいというようなことでご相談いただければ、また事業者のほうとは、調整は環境課のほうがしてまいります。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で甲斐市第2次環境基本計画（素案）及びパブリックコメントの実施についてを終了します。

続いて、環境課関係のその他を行います。

委員より環境課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、以上で環境課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時51分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

続いて、2、第3次甲斐市地域福祉計画（素案）及びパブリックコメントの実施について及び3、成年後見制度利用促進基本計画（素案）については、関連がありますので一括議題といたします。

福祉課、長寿推進課の順番で説明を求めます。

箭本福祉課長。

○福祉課長（箭本 太君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、福祉課から第3次甲斐市地域福祉計画（素案）及びパブリックコメントの実施についてご説明をさせていただきます。

本計画の策定につきましては、昨年5月の厚生環境常任委員会にて概要を説明させていただき、10月の委員会でアンケート調査の結果を報告させていただいておりますが、その後、昨年末にかけ骨子、素案の検討、計画案について関係各課等や市保健福祉推進協議会での説

明、協議を経て、現在、素案策定の最終段階となっている状況でございます。

それでは、素案の内容を説明させていただきます。

お手元の別冊資料、第3次甲斐市地域福祉計画、令和4年度から令和8年度の素案をご覧ください。

まず、資料1ページをお開きください。

1ページから7ページまでが第1章として地域福祉計画策定の背景と目的の記述となっております。

こちらには、計画策定の背景と目的、近年の福祉に関する主な法律、地域福祉計画の位置づけ及び個別計画との関連性、計画策定の経過、計画の法律根拠、計画期間を記載しております。

次に、8ページをお願いいたします。

8ページから17ページにかけ、第2章、甲斐市の現状として、人口や世帯数、児童・生徒数、高齢者数などの推移をグラフで掲載し、18ページから29ページにかけ、6月に実施をいたしました市民アンケートの調査結果を掲載しております。

なお、アンケート調査の結果につきましては、設問が69問と多岐にわたっていることから、主な10問を抜粋して掲載させていただいております。

次に、30ページから38ページでは、第2次計画の取組状況や評価、また、アンケート調査の結果等を踏まえ、4つの基本目標に対する現状や課題等をまとめさせていただいております。

また、39ページからの第3章、計画の基本的な考え方には、基本理念、計画の基本目標、体系図を掲載しております。

なお、42ページの体系図中ですけれども、図の中ほどにございます4つの基本目標の下に持続可能な開発目標、いわゆるSDGsに関するアイコンを付記させていただきました。これは、2015年9月の国連サミットで採択されました国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標を示すアイコンとなります。

このアイコンは、現在様々な計画策定の際にSDGsに関連する取組の1つであることを示すために使われており、本市の第3次計画でも関連する表記をいたしております。

一例を申し上げますと、基本目標1の人とのつながりと支え合いを大切にしたまちづくりの下の緑色のアイコンは、全ての人に健康と福祉をとという内容になります。

このように各基本目標に関連するものを表記し、次の43ページでSDGsに関する内容

等を紹介させていただいております。

続いて、44ページからの第4章、施策の展開では、4つの基本目標達成のための取組内容を記載するとともに、取組に関するそれぞれの担当課名を表記し、関連する部署が互いに連携を図りながら現代社会が抱える諸問題の解決に向けて各施策に取り組んでいくこととしております。

各施策の内容は、44ページ以降の基本目標1、人とのつながりと支え合いを大切にしたまちづくりでは、地域福祉への意識啓発や交流の場と活躍の場づくり、地域における協働体制の構築などに取り組むこととしております。

47ページからの基本目標2では、地域生活を支える協働のまちづくりとして、地域福祉ネットワークの充実や担い手づくりに取り組むこととしております。

49ページからの基本目標3、誰もが利用しやすい福祉サービスが提供できるまちづくりでは、サービスが利用しやすい仕組みづくりや相談しやすい体制づくりに取り組むこととしております。

51ページからの基本目標4、安全で安心して暮らせる快適なまちづくりでは、全ての人の権利を守るまちづくりや健康で暮らせるまちづくりなど主に高齢者や障がいのある方、子育て支援等に関する取組を行っていくこととしております。

さらに、55ページになりますけれども、55ページからは、新たに成年後見制度利用促進基本計画を掲載させていただいております。

この成年後見制度は、平成28年5月施行の成年後見制度の利用の促進に関する法律の中で、市町村の講ずる措置として、成年後見制度の利用に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めることとされており、計画は、他の関連計画と一体的に策定することが可能となっていることから、本市では、本計画中に成年後見制度利用促進基本計画を盛り込み、策定することといたしました。

内容は、策定の趣旨、現状と課題、今後の取組の3項目から構成をされ、今後高齢化の増大に伴い想定される認知症高齢者等の増加に対応するための取組内容となっております。

次に、60ページからの第5章、計画の推進に向けてでは、計画の推進体制を掲げ、61ページには計画の進捗状況を確認するためのフォローアップの体系図を掲載させていただいております。

また、62、63ページには、4つの基本目標達成に向けた取組に対する指標を掲げ、現状値と目標値がより具体的に比較できるよう関係担当課にて数値目標の設定をさせていただ

ております。

なお、本日の資料に添付はございませんけれども、計画書の最後に資料編として策定の経過や計画策定に当たりご協議をいただいた甲斐市保健福祉推進協議会の委員名簿、また、用語の解説のページを添付させていただく予定でございます。

以上が第3次甲斐市地域福祉基本計画（素案）の概要となりますが、今後は、この第3次計画に基づき国が掲げております地域共生社会の実現に向けて、市社会福祉協議会が現在策定中の第3次甲斐市地域福祉活動計画や他の関連計画との連携を図りながら、誰一人取り残さない社会の構築を目指してまいりたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本日の厚生環境常任委員会での説明の後、明日1月12日から2月8日にかけてパブリックコメントを実施いたす予定でございます。

パブリックコメントの結果につきましては、次回の常任委員会並びに第4回の保健福祉推進協議会にてご報告をさせていただき、年度末の3月には計画の公表をする予定でございます。

なお、議員の皆様方からもご意見等をいただきたいと考えておりますので、何かございましたら別紙の第3次甲斐市地域福祉計画（素案）についての意見・提案用紙により、1月25日、期間が短く大変申し訳ございませんが、1月25日火曜日までに福祉課宛て提出していただければ幸いです。

以上が福祉課からの第3次甲斐市地域福祉計画（素案）についての説明となります。よろしく願いいたします。

小池長寿推進課長。

○長寿推進課長（小池清美君） すみません。お疲れさまです。長寿推進課より甲斐市成年後見制度利用促進基本計画（素案）について説明させていただきます。

最初に、資料におきまして目次のところに素案の文字を落としてしまいました。申し訳ございませんでした。

それでは、成年後見制度について、まず制度のことについて説明をさせていただきます。

本日お配りしましたこちらの資料をお願いします。

成年後見制度は、平成12年に創設され、認知症や知的・精神障がいなど判断能力が不十分な方が不利益な契約を結んだり、財産侵害を受けたりしないよう本人を保護、支援する制度で、後見人等が本人に代わり、不動産や預貯金等の財産管理、介護サービスの利用や施設入所の契約など法律行為を支援する制度になります。

2 ページをお願いします。

成年後見制度には、任意後見と法定後見があり、任意後見は判断能力が十分にあるうちに任意後見人を選んでおく制度になります。法定後見は、既に判断能力が不十分になった人が家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度で、ご本人の判断能力に応じて補助、保佐、後見の3つの制度が用意されており、目安として、補助は判断能力が不十分な人、保佐は判断能力が著しく不十分な人、後見は判断能力が全くない人になります。

3 ページをお願いします。

制度を利用するためには、家庭裁判所に申立てを行う必要があります、申立ては、本人、配偶者、4親等内の親族が行うことができます。そのほか、申立てする人がいない場合は、市区町村長が申し立てることもできます。

裁判所への申立ての後、書類審査や面談等により本人の判断能力等を調査し、程度によって後見人等が選任されます。

4 ページをお願いします。

成年後見人等に選任される人は、配偶者、子どもなどの親族、また弁護士、司法書士などの専門職で家庭裁判所が本人の状況や事情を考慮して選任します。

5 ページ以降は成年後見人等の業務、6 ページは甲斐市の利用状況になります。

成年後見制度について簡単に説明をさせていただきました。

続きまして、成年後見制度利用促進基本計画の説明をさせていただきます。

別冊第3次甲斐市地域福祉基本計画の55ページをお願いします。

成年後見制度利用促進基本計画は、地域住民の権利擁護は、地域福祉の課題であることを踏まえ、成年後見制度の利用促進に関する施策を地域福祉計画に位置づけております。

初めに、1 は、成年後見制度利用促進基本計画の策定趣旨になります。

(1) の計画策定の趣旨ですが、本市では、高齢化率が約26%と4人に1人は65歳以上の高齢者となり、これからも増加することが見込まれます。これに伴いまして、認知症高齢者も増加しており、金銭管理や施設入所等の契約などが困難なケースが多く見られます。高齢者や知的・精神障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度をはじめ、権利擁護に関する取組を強化し、体系的に推進するため本計画を策定するものでございます。

(2) は、計画の位置づけになります。国は、成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、平成28年5月に成年後見制度の利用促進に関する法律を施行し、市町村においても国

が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとなったため、本市では、本項目を成年後見制度の利用促進に関わる基本計画として位置づけることとしました。

(3)は、計画期間になりますが、甲斐市地域福祉計画と一体的に連動して取り組むことから、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間としています。

56ページをお願いします。

2は、現状と課題になります。

(1)の現状でございますが、令和元年度に庁舎内及び市社会福祉協議会の関係部署職員で構成される甲斐市成年後見制度利用促進事業検討会を立ち上げ、本市における事業の在り方について検討を進めてまいりました。

その中で、制度利用に関する現状を把握するため、令和2年度に高齢者及び障がいのある人、また介護支援専門員及び計画相談員を対象にアンケート調査を実施いたしました。

その結果、特記すべき事項は次のとおりになります。

高齢者及び障がいのある人の回答では、過半数の方が制度について知らないことが分かりました。その反面、金銭管理、契約などで不安に思っているの割合は54%であり、日常生活において不安を感じていることが分かりました。

また、介護支援専門員及び計画相談員の回答では、支援しているケースのうち、金銭管理や契約等で課題があるの割合が98%であり、ほとんどの支援者が権利擁護に関する課題を抱えていることが分かりました。

このアンケート調査によって見えてきた課題と実務上で感じる課題を(2)に記載しており、本市の課題としてまとめております。

57ページをお願いします。

これらを踏まえ、3が今後の取組になります。

(1)本計画における目的ですが、認知症、知的障がい及び精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、権利を尊重し擁護することにより、地域で安心して生活できる社会の実現を推進することを目的としております。

(2)の基本的な考えとして、目的を達成するため、地域連携ネットワーク、中核機関、協議会の構築を図ってまいります。

地域連携ネットワークのイメージ図が厚生環境常任委員会資料1ページになります。

地域連携ネットワークとは、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用でき

るよう相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、早期の段階から相談、対応体制を整備することで適切な支援につながる地域連携の仕組みになります。

その中で協議会は、個別事案に対応するチームに対して法律及び福祉の専門職団体並びに関係機関が連携体制を強化し、協力する体制づくりを推進するための合議体となります。

また、中核機関は、成年後見制度に関して地域連携ネットワークを整備し、適切に協議会等を運営する地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関となります。

具体的の中核機関が担う機能を（３）に記載しております。

①が市民及び関係機関などへの制度の周知を行う広報機能、②が総合相談、権利擁護の支援の方針等の検討・専門的判断を行う相談機能、③として、本人にふさわしい制度の利用に向けた検討、申立ての支援を行う利用促進機能、④、成年後見人が選任された後も継続的な見守りや後見人等への支援を行うなど後見人支援機能。

59ページをお願いします。

⑤が専門職団体等との連携、家庭裁判所との連携を図り、地域連携ネットワークを構築するための司令塔機能、⑥が成年後見制度利用促進協議会の運営などに関わる事務局機能、⑦が市民後見人の養成研修を実施する担い手の育成・活動の促進となります。

これらが中核機関の具体的な機能となり、段階的に整備し、地域連携ネットワークの構築を図ってまいります。

なお、中核機関につきましては、令和４年度長寿推進課内に設置し、その後には、運営については事業の中立性、公平性の確保に留意し、適切に行うことができると認められた場合は、業務の全部または一部を外部等に委託することができるものとしております。

以上が甲斐市成年後見制度利用促進基本計画の説明になります。よろしく申し上げます。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 成年後見制度とはというのがありますよね。これの５ページのところで、財産管理と身上保護、２つ分かれているんですけども、例えば、下のほうで後見人になっていただいて、それで、遺産相続とかそういうのが来た場合、また弁護士さんなんかを後見人２人にするとか、そういうのはできるんですか。

○委員長（保坂芳子君） 藤原介護予防推進係長。

○介護予防推進係長（藤原布美君） 成年後見人につきましては、申立てをするときに候補人などを一緒に申立てを、候補人などを先に、一緒に申立てをすることができるんですけども、そこで一度決まったことに対しては、その後からまた追加というのはできないことにはなっていることとなります。なので、その方によっては、2人同時に後見人がつくこともあります。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） ちょっと基本的なことか分からないんですけども、後見人制度を取ってもらって、費用的な負担というのはどういうふうになるのでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 藤原係長。

○介護予防推進係長（藤原布美君） 後見人等への報酬につきましては、ご本人さんの財産の中から、やはり家庭裁判所が決めた報酬を支払うことになっております。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、弁護士とか結構高額になることもあり得るということなんですかね。

○委員長（保坂芳子君） 答弁をお願いします。

藤原係長。

○介護予防推進係長（藤原布美君） 金額、報酬額については、家庭裁判所のほうで決めることとなりますけれども、おおよその目安として、在宅で生活している方については月2万8,000円、それから、施設で生活している方については月1万8,000円という目安がございます。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかにありませんか。質問、質疑いいですか。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で第3次甲斐市地域福祉計画（素案）及びパブリックコメントの実施について及び成年後見制度利用促進基本計画（素案）についてを終了します。

続いて、福祉課及び長寿推進課関係のその他を行います。

委員より福祉課及び長寿推進課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、以上で福祉課及び長寿推進課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時25分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

続いて、（3）新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の前倒しについて、担当より説明を求めます。

長田健康増進課長。

○健康増進課長（長田清美君） お疲れさまでございます。

健康増進課より、新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の前倒しについて説明させていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、1、経緯についてですが、新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）につきましては、国の予防接種実施要領において2回目接種の完了から原則8か月以上の間隔を置いて1回接種することとされておりましたが、今般、新たな変異株、オミクロン株の発生等の状況を踏まえ、8か月以上の経過を待たずに接種間隔を短縮し、追加接種の対象とする取扱いが示されました。

続きまして、対象者及び接種可能時期についてですが、医療従事者等並びに高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者、病院及び有床診療所の入院患者につきましては、2回目接種完了から6か月以上、その他の65歳以上の高齢者は7か月以上、18歳から64歳の一般の方は8か月以上の間隔を置いて3回目接種が可能となります。

次の3、周知方法につきましては、市内の医療機関や高齢者施設、通所サービス事業所、障がい者施設等に対しては、8か月を待たずに前倒し接種として6か月経過後には接種が可能な旨を通知等で既に周知しております。なお、施設から利用者に伝えていただくようお願いをしてあります。

高齢者等一般市民に対しましては、2回目接種から6か月経過後に接種券一体型予診票や案内通知等を郵送し、接種可能な日以降に予約を受け付ける内容を通知に掲載して周知いたします。

なお、資料にはちょっと記載してありませんが、令和3年6月末までに2回目を接種した高齢者に対しましては、2回目接種後8か月以降に3回目を接種するよう既に通知してあります。しかし、その後7か月以降に接種が可能であることが国から示されたことから、改めてLINEや新聞紙上で前倒し接種ができることを周知させていただきました。先日、議員の皆様にもファックスでお知らせをさせていただいたところでございます。

続きまして、4、接種方法につきましては、集団接種として、敷島体育館、竜王保健福祉センター等で実施し、木、土、日曜日を基本といたします。令和3年12月には敷島体育館で1回実施しており、1月以降も継続して実施してまいります。なお、先日の1月8日土曜日に1回実施をしたところでございます。予約はコールセンターやインターネット、LINEで受付をいたします。

個別接種としては、市内38医療機関及び市外かかりつけ医療機関で接種し、予約は直接医療機関に電話を入れていただきます。

そのほか、施設接種等として、高齢者入所施設や障がい者入所施設内での接種を実施いたします。

5、使用ワクチンについてですが、1、2回目に接種したワクチンにかかわらず、ファイザー社または武田モデルナ社のワクチンを使用することになりますが、当面の間はファイザー社ワクチンのみで接種を実施いたします。今後は、ワクチンの供給次第で武田モデルナ社ワクチンを中心とした集団接種等の実施も想定しております。

1会場で2種類のワクチンを使用することが可能となりますが、ワクチンの接種間違いを防止するため、ワクチンの種類により別日程、別会場での集団接種の設定を検討する必要があります。

続きまして、6、接種スケジュール（案）につきましては、表に示してありますが、まず、医療従事者は3月から7月頃に2回目を接種していることから、6か月経過以降の12月か

ら1月頃に3回目、また、65歳以上の高齢者は5月から7月頃に2回目を接種していることから、7か月経過以降の1月から2月頃に3回目を接種することが可能になります。

64歳以下の市民は、2回目接種から原則8か月経過以降に3回目を接種するため、2月頃からの実施となります。

接種日時点で18歳以上が対象とされており、2回接種した12歳から17歳の者に対する追加接種は現時点では未定となっております。

また、5歳から11歳の小児につきましては、小児用ファイザー社ワクチンが薬事承認前であり、承認後は接種開始になることが想定されております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 接種スケジュールの中で、7月、8月、9月とかなり人数が多くなっているじゃないですか、1万2,583人とか、それで、前回、最初の接種のときに、ちょっと電話がつながりにくいだとか、あるいはいろいろあったと思うんですけども、そちらの体制のほうはもう十分できているんですか。

○委員長（保坂芳子君） 長田課長。

○健康増進課長（長田清美君） まず、7月、8月、夏以降につきましては、接種人数が増えておりますが、1回目、2回目接種を実施したときに、まず7月中には高齢者が終了するよというということで、国が方針を示してきたこともありまして、かなり日程を増やして2回目接種日を設定している関係もあって、接種者がやはり夏場は急に多くなっているということも1つありまして、この時期の方たちは、これからのまた予約になっていきますけれども、接種のほうにつきましては、枠が十分取れるようには設定をしていくように考えております。

○委員長（保坂芳子君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 周知方法でちょっと確認したいんですけども、7月に2回目が終わって、65歳以上という2月には接種ができる予定とあっていいということですよ。そうすると、それに対する通知というのは、まだ発送はしていないんですよ。

○委員長（保坂芳子君） 長田課長。

○健康増進課長（長田清美君） 前倒しができるという個別通知につきましては、今高齢者向

けに準備をしております、今月中旬以降には対象者には出すように準備をしております。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

清水委員。

○委員（清水正二君） 今回の予約なんですけれども、先ほど、ちょっと、ちらっと何かLINEとか、そういったものなどを取り入れているという、それはいつ頃できるんですか。

○委員長（保坂芳子君） 長田課長。

○健康増進課長（長田清美君） もう既に予約を開始しております、1月8日はもう接種も実際に行っておりますけれども、今、対象者につきましては、随時電話によるコールセンターへの申込みですとか、LINE、インターネット等、もう対象者につきましては予約できる状況になっております。

○委員長（保坂芳子君） いいですか。

清水委員。

○委員（清水正二君） いいですか。

○委員長（保坂芳子君） どうぞ。

清水委員。

○委員（清水正二君） ちょっと今のあれとはまた別なんですけれども、2番の対象者とスケジュールに関するんですけれども、この前のときに、私、接種する従事者ということで、市役所の職員なんかもどうかという、こういう中にはそれが入っていないんだけど、国の指針というか、そういったものでは、そういったものはこの中には含まれてはいないんですか。

というのは、医療従事者とあるけれども、接種するほうもそういう部分に入ると思うんだよね。だから、市役所の職員がそういうのに行くのであれば、私、この前言ったように、当然的に優先というか、この前は8か月以降という話だったから、その順序によっていけばそうだけれども、今度は6か月、7か月となれば、あとワクチンがなきゃ駄目なんだけれども、そういったことが可能なのかどうかということ。

○委員長（保坂芳子君） 長田課長。

○健康増進課長（長田清美君） 市の職員につきましても、医療従事者枠として接種をしている職員につきましては、既に6か月经過していれば接種できるようにさせてもらっております。もう既に接種を受けている職員もいます。

○委員長（保坂芳子君） 清水委員。

○委員（清水正二君） オミクロン、特に感染率が高いということだから、そうしていただければ我々も、打つほうも安心だと思うので、分かりました。

○委員長（保坂芳子君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の前倒しについてを終了します。

続いて、健康増進課関係のその他を行います。

委員より健康増進課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いします。

伊藤副委員長。

○委員（伊藤 毅君） 9日の日に成人式があったと思うんですけども、抗原検査等当日の様子をちょっと教えてください。

○委員長（保坂芳子君） 長田課長。

○健康増進課長（長田清美君） 成人式には、合計536人が出席をされておまして、当日会場で簡易検査を行いましたのが253名おりました。残りの方たち283名は事前に検査を受けてきております。

事前検査を受けた方及び当日会場で受けた方全員陰性ということで式典に臨んでおります。

○委員長（保坂芳子君） 伊藤副委員長。

○委員（伊藤 毅君） どうもありがとうございました。

○委員長（保坂芳子君） いいですか。

ほかに。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 非常に個人的な、今悩みを抱えていますけれども、例えば、今、テレビ報道なんかでオミクロンは非常に軽症の症状で、風邪と区別がつかないということで、クリニックへ行ったときにも何の検査もせずに、感染する要因がないから心配ないですよという返事をもらったわけです。

だけれども、テレビでやる症状を見ていると、自分もそうじゃないかとか不安をすごく抱

えているときに、甲斐市内のクリニックでは、簡単には検査を受けられないのでしょうか、今の現状。

○委員長（保坂芳子君） 長田課長。

○健康増進課長（長田清美君） 体調不良でそれぞれクリニック等を受診した場合は、あくまでもその医師の判断によって診断名をつけたりとか、必要によっては検査をしましょうということになりますので、医師の判断が基本になります。

○委員長（保坂芳子君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 例えば、山梨県においては、長崎知事が、昨日かおとといからか、無料の検査をどこでもできるという一覧表がありますけれども、その中の条件が無症状の方という条件がついている。例えば、今咳が出ない、鼻水が出ない、健康であれば近くの薬局なんかでもやってくださるけれども、症状がある方はできないんですよ。その辺がちょっとどうなんですかねと思うんですけれども。

○委員長（保坂芳子君） 長田課長。

○健康増進課長（長田清美君） 一応県のほうが今不安を感じる方につきましては、指定された薬局、薬店等に行くことで、そこで無料で抗原検査が受けられるということになっております。

やっぱり発熱などの症状がない方というふうに対象者としてはうたわれておりますので、そこが原則になるかとは思いますが、熱が出たり症状があればやっぱりそこは症状を詳しく病院のほうに伝えて先生の判断を仰ぐということにはなるかと思えます。

○委員（滝川美幸君） じゃ、診ていただいたクリニックの先生が、どこにも外出もしていないから心配ないですよと言われたら自分は風邪でいいと思い込んでいいわけですね。

その辺がすごい精神的に悪いですね。ずっと不安を抱えているということで。仕方がないということですね。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 昨年12月、甲府市のほうで無料のPCR検査、1人5回まででしたか、実施するというふうに言っていたんですけども、あれは甲府市独自の対策ということで、甲斐市民は受けるわけにはいかないんですか。

○委員長（保坂芳子君） 長田課長。

○健康増進課長（長田清美君） 甲府市独自の事業になっておりますが、ちょっとすみません、

今ちょっと詳しくは甲府市の要項を見ていないので、ちょっと先日見たときに、甲府市に勤務している方とか、甲府市に住所のある方、甲府市に通学している方というふうな方もちょっと対象にあったような、申し訳ないですが、ちょっと曖昧で申し訳ないですが、そんなようなことも書いてあったような気もするんですが、あくまでも甲府市が行っている独自の事業になっております。

○委員長（保坂芳子君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 甲府市の話だと、国からの3,002億円でしたか、何かPCR検査推進補助金を活用してというようなことを言っていたんですけども、甲斐市にも出てくるとは思うんですけども、県と相談してだとは思いますが、検査、やっぱり不安が大きいものですから、進めていけないものですかね。

○委員長（保坂芳子君） 長田課長。

○健康増進課長（長田清美君） 今、現時点では、先ほどのような県で、心配な方は県が実施している事業に沿って検査を受けることができるということになっておりますので、今、現時点では、ちょっと甲斐市にはそういった事業は実施しておりませんが、またその状況でちょっと県の状況を見ながらまた考えていく必要はあるかなとは思っています。

○委員長（保坂芳子君） ほかにありますか。

清水委員。

○委員（清水正二君） 話の中で言われたんですけども、甲府市は独自でやっているということなんだけれども、甲斐市の場合には、県の方針に従ってなるということですよ。甲斐市の市民は、そういったときにどういった場所でその検査はできるようになるんですか。

○委員長（保坂芳子君） じゃ、部長いいですか。

長坂子育て健康部長。

○子育て健康部長（長坂千恵子君） 今県がやっています検査が1月31日までという期限になっております。無料で受けられるのが、今県民がみんなそれを利用して、甲府はまた甲府で独自でやっているんですけども、甲斐市の場合は、今は1月31日までは県の無料の制度が活用できますので、それを活用していただき、その後は、またその感染の状況も見ながら、もし甲斐市独自で必要というふうな判断をすれば、またちょっと対応を考えていきたいというふうに、今はやるとかやらないとかは言い切れないんですけども、その状況によって検討していきたいと思っております。

○委員長（保坂芳子君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 例えば、そういった無症状の中でPCRを受けるときに甲斐市の市民はどういったところでPCR検査を受けられるんですか。

○委員長（保坂芳子君） 長田課長。

○健康増進課長（長田清美君） PCR検査ではなくて、抗原検査になってしまいますが、県のホームページにまた指定検査場所というのが紹介されているんですけども、甲斐市内の中におきましても数か所の薬局や調剤薬局等で甲斐市内にも対象施設が出ておりますので、その中から選んで行っていただくということになります。

○委員長（保坂芳子君） 清水委員。

○委員（清水正二君） すみません。聞くところによると、そういう薬局に行ったら、もう予約で抗原検査をやっているとか、それがもうなくなっちゃったとかというケースがあるみたいで、そういうあれというのは、量的に抗原検査というのは、そういう対象としてのものが準備はしてあるんでしょうかね。

○委員長（保坂芳子君） 長田課長。

○健康増進課長（長田清美君） ちょっと薬局に1件問合せをして様子や状況を先日も聞いてみたんですが、やはり抗原検査のキットが、日々の個数が限られていますので、やっぱり事前に予約をしていただいて、来ていただきたいというふうなところもあります。予約なしでもそこに行ってキットがあればその場でしていただくというお店もありますけれども、ですので、やっぱり薬局にはある程度その日その日の決まった個数というものがあるかと思いますので、それが品切れになれば、また別のところを訪ねていただくというふうな形になるかと思えます。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかにありませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） それでは、それ以上ないようなので、以上で健康増進課関係のその他を終了いたします。

引き続きまして次第の4、その他に入ります。

委員より、常任委員会関係で、その他何かありましたら、お願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） 事務局ありませんね。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、その他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、厚生環境常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時47分